

令和2年度 事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

令和2年度は、暴力団追放のための広報啓発活動及び暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する救済・支援並びに暴力団排除活動の支援事業の推進を活動方針として活動したが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、次のとおり事業計画どおりには活動できなかつたところもあった。

	項 目	推 進 事 項
1	暴力団追放のための広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">令和元年度中の暴力団排除活動の状況を中心に当センター活動状況を掲載した「暴追画報」を作成し、各企業や行政機関等に対して広報した。「暴力団追放！」と題した暴力団排除に関する広報ポスターを作成し、府民に対し広く配布することで、暴力団排除意識の向上を図った。Eメールによる暴力団関連情報を配信（「暴追センター情報」26件）し、事業所等に反社会的勢力の情勢等について情報を提供した。岸和田競輪場の電光掲示板を利用して暴力団排除の重要性を訴えたほか、なんば高島屋前交差点に設置された TOHO シネマズビルの壁面の看板（約5×7メートル）に広報ポスターを掲示し、街行く人々に暴力追放の意識向上を図った。
2	「暴力団追放府民大会」の開催	<p>令和2年10月29日、大阪市内の公営施設において開催の予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大から中止となった。しかし、大会の中止で実施できなかった、暴力団排除対策に貢献された個人や団体に対する各種表彰は、近畿管区警察局長並びに大阪府警察本部長及び暴力団対策室長に出席をいただき、5組の個人・団体に表彰状を、6組の団体に感謝状をそれぞれ贈呈した。</p> <p>一方で、当初、同大会で講演を依頼していた大阪弁護士会所属の弁護士には講演の内容をまとめた原稿を寄稿していただき、特別記念誌を作成して同大会の参加予定者等に郵送配布し、暴力団排除意識の向上を図った。</p>
3	「暴力追放セミナー」の開催	<p>令和3年2月5日に開催の予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大から中止となった。よってセミナーに出席を予定していた大阪府警察本部刑事部捜査第四課長には「最近の暴力団等の現状と対策について」と題する原稿を、大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長には「ク</p>

		<p>レーム対応の実態と不当要求対策」と題する原稿を、それぞれ寄稿していただき、冊子を作成の上、企業や事業所等のコンプライアンス対策担当部署に郵送配布した。</p>
4	暴力相談への的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> 中央相談所をはじめ、淀川・堺相談所において各種相談を受理した。令和2年度の相談受理総件数は1,235件であった。 暴力相談事案の解決例としては、飲食店経営者が六代目山口組傘下組織幹部から暴力を振るわれ、店内の椅子等を破損した事案について管轄警察署に引継ぎ、事件被疑者として逮捕したものや、神戸山口組傘下組織会長が無職男性に対して、すでに返済した債務に関し、さらに執拗に金員を要求した事案については、中止命令が発出されるに至った。 相談室（3ヶ所）で受理した内容については、当センター内で情報を共有し、相談員の知識と技能の向上を図るとともに、相談者に対しては適正な情報を提供できるよう心がけた。 日々変化する暴力団情報については、常に大阪府警暴力団対策室と連携し、新鮮な情報を相談者に提供できるよう努めた。
5	「民事介入暴力特別相談所」の開設	<p>令和2年11月9日に大阪府下のホテルにおいて当センター、警察、弁護士が連携し、「民事介入暴力特別相談所」を開設した。相談件数については2件と少なかったが、半グレから因縁を付けられ120万円を要求された相談事案については、警察に通報し事案の解決に貢献した。</p>
6	適格団体としての暴力団事務所使用差止訴訟への支援	<ul style="list-style-type: none"> 適格センターとして昨年度から支援継続中であった六代目山口組傘下組織に対する事務所使用差止仮処分命令申立においては、令和2年5月21日に仮処分命令が発出され、同6月1日、仮処分の執行がなされ、現在に至っており、付近住民の安心と安全を得ることができた。 令和2年7月に大阪府南警察署に対して管内住民から神戸山口組直参組織に関し、事務所撤去を要望する相談があったことをきっかけとして、付近住民や事業者からの委託を受け、適格センター制度を適用して、令和2年12月3日、裁判所に対して事務所使用差止仮処分命令申立を提出し、令和3年2月15日、事務所使用差止仮処分命令が決定され、同年2月27日、仮処分を執行するに至り、住民や事業者から感謝された。また、この件に関しては、同事務所撤去を最終目的として、今後も警察や弁護士はもとより、行政機関とも連携し対処していくこととしている。 上記2例の事務所使用差止仮処分命令に関する訴訟費用に

		<p>については、大部分を当センターが支援し、住民等への負担を軽減した。</p>
7	警察及び大阪弁護士会民暴委員会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年10月26日、大阪弁護士会館において、同弁護士会が主催する「国土交通省近畿地方整備局大阪府域事務所との不当要求についての意見交換会」に出席し、民暴委員会や警察、近畿地方整備局の3者で不当要求対策について意見交換を実施した。 令和3年2月26日には、民事介入暴力対策協議会の全国大会がリモートで開催され、当センターは大阪弁護士会館のサテライト会場において「暴力団事務所の使用差止、適格団体訴訟」についての発表内容を聴講した。 相談事案の内容により、警察相談が必要と判断した相談には、管轄警察署の窓口連絡し、連携して相談者の対応に当たった。
8	離脱及び就労支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月19日、当センター専務理事が会長を務め、大阪刑務所分類審議室首席矯正処遇官と大阪府警察本部暴力団対策室長を副会長、大阪労働局や大阪府商工労働部人材育成課長などが会員となって組織する「大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会」の総会を開催し、離脱者の就労支援対策を中心に意見交換を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が発表されたため、同総会は中止となった。 <p>しかし、大阪刑務所分類審議室首席矯正処遇官からは刑務所における離脱者対策状況などについて執筆が寄せられたので、同執筆及び当センターでの離脱者対策の報告文、さらには、各会員から提出された社会復帰に関するパンフレットやチラシと共に各会員に郵送し、今後の離脱者に対する就労支援の参考資料とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当時、枚方市在住の元暴力団員が、同センター淀川相談所に「暴力団を辞めたが、なかなか就職先が見つからない。受け入れてくれる職場を探して欲しい。」との就労支援の依頼があったことから、警察及び枚方市ハローワークと連携し、高槻市内の造園業者への就労を支援することとなった。
9	暴力団犯罪被害者救済支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 当センターでは、暴力団が敢行した事件で大阪府下で発生した事件の被害者に対しては、一定の条件のもと被害の程度等に応じて給付金を支給する規定を設けているが、令和2年度中においては適用はなかった。 暴力団犯罪の発生状況等については、警察から情報提供を受けるなどして、給付金支給該当者の把握に努めた。

1 0	地域暴排組織への支援	大阪府下行政機関に設置されている行政対象暴力連絡協議会等と連携し、研修会等に積極的に参加すると共に各種暴力団排除資料の配付や各種資料を提供した。
1 1	職域暴排組織への支援	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、殆どの職域協議会が中止となり、研修会や講演会が開催されなかったことから、相談員による企業訪問をするなど情報を提供交換を実施した。
1 2	少年に対する暴力団の影響を排除する活動への支援	少年補導協会の広報グッズに当センターの名入れを行うなどして当センターの知名度のアップと暴力団を正しく認識し、暴力団との関係遮断の重要性を訴えた。
1 3	不当要求防止責任者講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度においては、40回の講習を実施し、約3,600人の受講を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大から、講習会場が閉鎖されたり、緊急事態宣言の発出などにより、受講者数が制限されたことから、28回の講習を実施し、1,315人が受講する結果となった。 令和3年度の講習に関し、リモートでの講習を実施するために新しい講習体制について警察と協議を重ねた。令和3年度については令和2年度に実施できなかった受講者についても受講できるよう計画を進めた。
1 4	不当要求情報管理機関に対する援助	不当要求情報管理機関である(公財)競馬保安協会関西本部、(公財)モーターボート競走保安協会、日本証券業協会大阪地区協会、預金保険機構大阪業務部に対して「暴追マニュアル」等の資料を配布するなどして暴力団情勢等の情報提供を行った。
1 5	暴力団に関する資料の収集と活用	<ul style="list-style-type: none"> 新聞テレビなどで報道された暴力団事件について、事件を認知すれば警察に被疑者等の人定確認や離脱の意志があるか否かなどの情報を収集した。 他府県での暴力団事件についても、大阪府との接点がある案件については、各都道府県暴追センターに情報提供を求め、情報収集を行った。 不当要求防止責任者講習の受講者を対象に暴力団に対するイメージや暴力団等から不当要求があったか否かについてのアンケートを実施して、社会における暴力団の存在と府民の暴力団に対する意識について調査し、今後の反社会的勢力対策の資料とした。